

# 連結自己資本情報

●自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまでまたは第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称(第4条第3項第1号)

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまでまたは第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はありません。

●連結自己資本の構成に関する事項(第4条第3項第2号)、連結自己資本比率および連結基本的項目比率(第4条第3項第3号へ)

(単位:百万円)

項 目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
基本的項目	資本金	54,127	54,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	10,045	10,045
	利益剰余金	20,630	21,868
	自己株式 (△)	555	637
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額 (△)	574	569
	その他有価証券の評価差損 (△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	117	169
	連結子法人等の少数株主持分	2,077	2,440
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額 (△)	—	—
	のれん相当額 (△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	1,789	1,310	
計 (A)	84,078	86,133	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	—	—	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,754	1,752
	一般貸倒引当金	2,087	2,785
	負債性資本調達手段等	8,000	8,000
	うち永久劣後債務 (注3)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注4)	8,000	8,000
	計	11,842	12,537
うち自己資本への算入額 (B)	11,842	12,537	
控除項目	控除項目 (注5) (C)	500	500
自己資本合計 (A)+(B)-(C) (D)	95,420	98,171	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	871,916	903,488
	オフ・バランス取引等項目	4,669	4,675
	信用リスク・アセットの額 (E)	876,585	908,163
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 (F)	63,700	64,012
計(E)+(F) (G)	940,286	972,176	
連結自己資本比率(国内基準) = (D) / (G) × 100 (%)	10.14	10.09	
基本的項目比率 = (A) / (G) × 100 (%)	8.94	8.85	
総所要自己資本額 = (G) × 4%	37,611	38,887	

(注)1.連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

2.告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

3.告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2)一定の場合を除き、償還されないものであること

(3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4)利払い義務の延期が認められるものであること

4.告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

5.告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

# 連結自己資本情報

## ●自己資本の充実度に関する事項(第4条第3項第3号)

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳  
所要自己資本の額(連結)

(単位:百万円)

項 目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
信用リスク (オン・バランス)	1. 現金	—	—
	2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
	3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
	4. 国際決済銀行等向け	—	—
	5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
	6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	1	10
	7. 国際開発銀行向け	—	—
	8. 地方公営企業等金融機構向け	—	—
	9. 我が国の政府関係機関向け	230	253
	10. 地方三公社向け	3	3
	11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	851	656
	12. 法人等向け	10,899	11,272
	13. 中小企業等向け及び個人向け	8,196	8,355
	14. 抵当権付住宅ローン	2,355	2,668
	15. 不動産取得等事業向け	8,213	9,190
	16. 三か月以上延滞等	369	308
	17. 取立未済手形	—	—
	18. 信用保証協会等による保証付	136	133
	19. 株式会社産業再生機構による保証付	—	—
	20. 出資等	406	350
	21. 上記以外	2,344	2,270
	22. 証券化(オリジネーターの場合)	861	662
	23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	5	3
	24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
オン・バランス合計	34,876	36,139	
信用リスク (オフ・バランス)	1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
	2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—
	3. 短期の貿易関連偶発債務	3	1
	4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	79	71
	5. NIF又はRUF	—	—
	6. 原契約期間が1年超のコミットメント	—	—
	7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
	8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証) (うち有価証券の保証) (うち手形引受) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	97 97 — — —	106 106 — — —
	9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) 控除額 (△)	— — —	— — —
	10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	0	0
	11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	6	6
	12. 派生商品取引 (1)外為関連取引 (2)金利関連取引 (3)金関連取引 (4)株式関連取引 (5)貴金属(金を除く)関連取引 (6)その他のコモディティ関連取引 (7)クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク) 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	0 0 — — 0 — — — — —	0 0 — — — — — — — —
	13. 長期決済期間取引	—	—
	14. 未決済取引	—	—
	15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
	16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
オフ・バランス合計	186	187	
信用リスクに対する所要自己資本の額	35,063	36,326	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,548	2,560	
信用リスク及びオペレーショナル・リスクに対する総所要自己資本の額	37,611	38,887	

(注)1. 信用リスクに対する所要自己資本の額は標準的手法によって算出しております。また、適格金融資産担保の信用リスク削減効果の勘案においては包括的手法を使用しております。

2. 信用リスクに対する所要自己資本の額における、リスク・ウェイト区分の判定には内部管理との整合性を考慮し、エクスポージャーの種類に関わらず以下の適格格付機関が付与した格付を共通して使用しております。  
株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(S&P)

3. 信用リスクに対する所要自己資本の額は、信用リスク削減効果を考慮する前の債務者の区分にて記載しております。

4. 複数の資産を裏付とする資産(いわゆる、ファンド等)のうち個々の資産の把握が可能なものは、各裏付資産ごとに記載しております。

5. ロンパティシオン取引において参加利益を購入する等複数の関係者のリスクを積み上げて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーは、原債務者の項目に合計して記載しております。

6. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は基礎的手法によって算出しております。

# 連結自己資本情報

●信用リスクに関する次に掲げる事項(連結)(第4条第3項第4号)

- イ、信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高およびエクスポージャーの主な種類別の内訳
- ロ、信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、区分ごとの額およびそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
- ハ、三か月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高またはデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高および区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	平成24年9月30日				
	信用リスクエクスポージャー中間期末残高				三か月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
製造業	56,675	55,890	—	—	186
農業、林業	3,271	3,266	—	—	221
漁業	974	974	—	—	3
鉱業、採石業、砂利採取業	2,387	2,347	—	—	—
建設業	65,761	65,308	—	—	190
電気・ガス・熱供給・水道業	9,827	7,626	—	—	—
情報通信業	11,944	10,969	—	—	0
運輸業、郵便業	73,116	19,820	52,913	—	104
卸売業、小売業	108,981	108,830	—	—	320
金融業、保険業	244,579	46,175	107,559	3	—
不動産業	275,660	269,904	5,005	—	2,602
その他のサービス	193,459	181,419	4,080	—	651
国、地方公共団体	430,333	106,850	318,097	54	—
個人	349,076	344,428	—	—	4,861
その他	57,165	—	—	—	15
合 計	1,883,212	1,223,812	487,657	57	9,158
国内計	1,878,008	1,223,712	487,657	57	9,158
国外計	5,204	100	—	—	—
合 計	1,883,212	1,223,812	487,657	57	9,158
1年以下	392,422	228,701	75,152	57	4,221
1年超3年以下	208,246	72,359	132,173	—	245
3年超5年以下	327,520	102,359	222,829	—	856
5年超7年以下	144,004	94,501	49,503	—	203
7年超10年以下	120,255	112,132	7,799	—	568
10年超	618,114	611,163	199	—	2,398
期間の定めのないもの	72,648	2,596	—	—	663
合 計	1,883,212	1,223,812	487,657	57	9,158

(単位:百万円)

	平成25年9月30日				
	信用リスクエクスポージャー中間期末残高				三か月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
製造業	54,062	53,144	—	—	102
農業、林業	3,206	3,205	—	—	29
漁業	1,038	1,038	—	—	2
鉱業、採石業、砂利採取業	3,648	3,585	—	—	—
建設業	62,981	62,556	—	—	255
電気・ガス・熱供給・水道業	6,385	3,526	—	—	—
情報通信業	10,725	10,584	—	—	0
運輸業、郵便業	75,774	20,219	54,865	—	31
卸売業、小売業	113,649	113,502	—	—	227
金融業、保険業	287,913	46,527	124,207	0	0
不動産業	295,096	289,461	5,005	—	2,067
その他のサービス	189,742	181,236	3,899	—	825
国、地方公共団体	443,975	102,612	260,085	210	—
個人	381,260	376,446	—	—	4,143
その他	60,351	—	—	—	6
合 計	1,989,811	1,267,649	448,063	210	7,692
国内計	1,983,471	1,266,362	448,063	210	7,692
国外計	6,340	1,287	—	—	—
合 計	1,989,811	1,267,649	448,063	210	7,692
1年以下	395,637	224,458	57,098	210	3,715
1年超3年以下	233,750	74,611	157,297	—	139
3年超5年以下	291,373	108,118	179,648	—	740
5年超7年以下	118,546	86,681	31,865	—	293
7年超10年以下	138,796	116,328	22,053	—	574
10年超	661,585	655,440	99	—	1,782
期間の定めのないもの	150,120	2,011	—	—	446
合 計	1,989,811	1,267,649	448,063	210	7,692

(注)1. オフバランス取引はデリバティブ取引を除いております。

2. 「三か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定日の翌日から三か月以上延滞しているエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスクウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

3. ファンドの構成資産につきましては、業種別の区分を行わずその他に記載しております。

# 連結自己資本情報

二、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当金勘定の中間期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	平成24年度中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	2,219	2,087	2,219	2,087
個別貸倒引当金	4,076	1,536	1,318	4,295
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—
合計	6,296	3,624	3,538	6,382

(単位:百万円)

	平成25年度中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	2,647	2,785	2,647	2,785
個別貸倒引当金	4,243	1,480	1,680	4,043
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—
合計	6,891	4,265	4,327	6,828

(個別貸倒引当金の業種別・地域別内訳)

(単位:百万円)

	平成24年度中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
製造業	278	66	1	343
農業、林業	20	69	15	75
漁業	0	—	0	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	149	0	24	126
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	15	—	3	11
運輸業、郵便業	21	0	12	8
卸売業、小売業	481	172	12	641
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	133	177	24	286
その他のサービス	408	125	85	448
国、地方公共団体	—	—	—	—
個人	2,408	924	1,068	2,264
その他	159	—	69	89
合計	4,076	1,536	1,318	4,295
国内計	4,076	1,536	1,318	4,295
国外計	—	—	—	—

(単位:百万円)

	平成25年度中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
製造業	344	124	181	287
農業、林業	6	0	0	6
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	—	2
建設業	524	4	60	468
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	11	0	0	10
運輸業、郵便業	3	—	0	2
卸売業、小売業	281	117	140	257
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	387	129	212	303
その他のサービス	700	228	225	704
国、地方公共団体	—	—	—	—
個人	1,894	873	858	1,909
その他	89	—	0	89
合計	4,243	1,480	1,680	4,043
国内計	4,243	1,480	1,680	4,043
国外計	—	—	—	—

# 連結自己資本情報

ホ. 貸出金償却額の業種別・地域別内訳

(単位:百万円)

	平成24年度中間期	平成25年度中間期
製造業	850	845
農業、林業	90	208
漁業	4	3
鉱業、採石業、砂利採取業	124	111
建設業	1,193	1,436
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	22	10
運輸業、郵便業	13	24
卸売業、小売業	726	1,417
金融業、保険業	—	—
不動産業	1,354	1,130
その他のサービス	1,512	2,024
国、地方公共団体	—	—
個人	1,123	1,096
その他	—	—
合計	7,017	8,310
国内計	7,017	8,310
国外計	—	—

(注)貸出金償却額には部分直接償却を含んでおります。

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成24年9月30日			
	格付あり		格付なし	
	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後
0%	—	—	501,901	501,901
10%	—	—	85,838	85,838
20%	17,598	17,598	97,679	97,679
35%	—	—	168,268	168,268
50%	35,997	35,997	2,141	1,712
70%	1,000	1,000	—	—
75%	—	—	276,104	275,752
100%	3,663	3,663	528,561	526,406
150%	—	—	6,422	5,069
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	58,259	58,259	1,666,917	1,662,629

(単位:百万円)

	平成25年9月30日			
	格付あり		格付なし	
	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後
0%	—	—	509,778	509,778
10%	—	—	89,085	89,085
20%	17,568	17,568	74,279	74,279
35%	—	—	190,577	190,577
50%	40,188	40,188	4,969	4,448
70%	1,801	1,801	—	—
75%	—	—	279,036	278,606
100%	3,757	3,757	557,000	554,835
150%	—	—	5,041	4,073
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	63,316	63,316	1,709,768	1,705,684

(注)1. 「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびソブリン準拠による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。

2. ファンドにつきましては、「格付なし」欄に記載しております。

# 連結自己資本情報

## ●信用リスク削減手法に関する事項(連結)(第4条第3項第5号)

イ. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成24年9月30日		平成25年9月30日	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
現金及び自行預金	—	16,117	—	14,104
金	—	—	—	—
適格債券	35,000	—	85,000	—
適格株式	—	—	—	—
適格投資信託	—	—	—	—
適格金融資産担保 計	35,000	16,117	85,000	14,104
適格保証	630	96,227	490	106,440
適格クレジット・デリバティブ*	—	—	—	—
適格保証、クレジット・デリバティブ 計	630	96,227	490	106,440
上記 計	35,631	112,344	85,490	120,545

(注)「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびノンプリン準拠による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。

## ●銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項(連結)(第4条第3項第9号)

イ. 中間連結貸借対照表計上額、時価および次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額出資等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成24年9月30日		平成25年9月30日	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等または株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	4,864	/	4,330	/
上場に該当しない出資等または株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	3,003	/	2,940	/
合計	7,868	/	7,270	/

子会社・関連会社株式の中間連結貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
子会社・子法人等	—	—
関連法人等	280	301
合計	280	301

ロ. 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額  
銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位:百万円)

	平成24年度中間期	平成25年度中間期
売却損益額	0	16
償却額	129	17

ハ. 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	△859	279

ニ. 中間連結貸借対照表および中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
中間連結貸借対照表および中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

(注) ファンドに含まれる株式等エクスポージャーにつきましては、含んでおりません。

# 単体自己資本情報

●単体自己資本の構成に関する事項(第2条第3項第1号)、単体自己資本比率および単体基本的項目比率(第2条第3項第2号へ)

(単位:百万円)

項 目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
基本的項目	資本金	54,127	54,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	10,000	10,000
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	920	1,150
	その他利益剰余金	18,456	19,522
	その他	—	—
	自己株式	(△) 539	621
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額	(△) 574	569
	その他有価証券の評価差損	(△) —	—
	新株予約権	117	169
	営業権相当額	(△) —	—
	のれん相当額	(△) —	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額	(△) —	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	(△) 1,789	1,310
	計	(A) 80,718	82,468
	補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	(注2) —
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		—	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		1,754	1,752
一般貸倒引当金		1,351	2,126
負債性資本調達手段等		8,000	8,000
うち永久劣後債務		(注3) —	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株		(注4) 8,000	8,000
計	11,106	11,878	
控除項目	うち自己資本への算入額	(B) 11,106	11,878
	控除項目	(注5) (C) 500	500
自己資本合計	(A)+(B)-(C) (D)	91,325	93,847
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	869,015	901,019
	オフ・バランス取引等項目	4,610	4,622
	信用リスク・アセットの額	(E) 873,626	905,641
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	(F) 60,546	61,102
	計(E)+(F) (G)	934,173	966,744
単体自己資本比率(国内基準) = (D) / (G) × 100 (%)		9.77	9.70
基本的項目比率 = (A) / (G) × 100 (%)		8.64	8.53
総所要自己資本額 = (G) × 4%		37,366	38,669

(注)1.単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

2.告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等であります。

3.告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2)一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4)利払い義務の延期が認められるものであること

4.告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

5.告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

# 単体自己資本情報

## ●自己資本の充実度に関する事項(第2条第3項第2号)

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳  
所要自己資本の額(単体)

(単位:百万円)

項 目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
信用リスク (オン・バランス)	1. 現金	—	—
	2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
	3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
	4. 国際決済銀行等向け	—	—
	5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
	6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	1	10
	7. 国際開発銀行向け	—	—
	8. 地方公営企業等金融機構向け	—	—
	9. 我が国の政府関係機関向け	230	253
	10. 地方三公社向け	3	3
	11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	851	655
	12. 法人等向け	11,010	11,382
	13. 中小企業等向け及び個人向け	8,111	8,261
	14. 抵当権付住宅ローン	2,355	2,668
	15. 不動産取得等事業向け	8,213	9,190
	16. 三カ月以上延滞等	336	285
	17. 取立未済手形	—	—
	18. 信用保証協会等による保証付	136	133
	19. 株式会社産業再生機構による保証付	—	—
	20. 出資等	401	345
	21. 上記以外	2,240	2,184
	22. 証券化(オリジネーターの場合)	861	662
	23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	5	3
	24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
オン・バランス合計	34,760	36,040	
信用リスク (オフ・バランス)	1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
	2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—
	3. 短期の貿易関連偶発債務	3	1
	4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	79	71
	5. NIF又はRUF	—	—
	6. 原契約期間が1年超のコミットメント	—	—
	7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
	8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証) (うち有価証券の保証) (うち手形引受) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	95 95 — — —	104 104 — — —
	9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) 控除額 (△)	— — —	— — —
	10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	0	0
	11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	6	6
	12. 派生商品取引 (1)外為関連取引 (2)金利関連取引 (3)金関連取引 (4)株式関連取引 (5)貴金属(金を除く)関連取引 (6)その他のコモディティ関連取引 (7)クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク) 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	0 0 — — 0 — — — — —	0 0 — — — — — — — —
	13. 長期決済期間取引	—	—
	14. 未決済取引	—	—
	15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
	16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
オフ・バランス合計	184	184	
信用リスクに対する所要自己資本の額	34,945	36,225	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,421	2,444	
信用リスク及びオペレーショナル・リスクに対する総所要自己資本の額	37,366	38,669	

(注)1. 信用リスクに対する所要自己資本の額は標準的手法によって算出しております。また、適格金融資産担保の信用リスク削減効果の勘案においては包括的手法を使用しております。

2. 信用リスクに対する所要自己資本の額における、リスク・ウェイト区分の判定には内部管理との整合性を考慮し、エクスポージャーの種類に関わらず以下の適格格付機関が付した格付を共通して使用しております。  
株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

3. 信用リスクに対する所要自己資本の額は、信用リスク削減効果を考慮する前の債務者の区分にて記載しております。

4. 複数の資産を裏付とする資産(いわゆる、ファンド等)のうち個々の資産の把握が可能なものは、各裏付資産ごとに記載しております。

5. ロンパティション取引において参加利益を購入する等複数の関係者のリスクを積み上げて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーは、原債務者の項目に合計して記載しております。

6. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は基礎的手法によって算出しております。



# 単体自己資本情報

●信用リスクに関する次に掲げる事項(単体)(第2条第3項第3号)

- イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高およびエクスポージャーの主な種類別の内訳
- ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、区分ごとの額およびそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
- ハ. 三か月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高またはデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高および区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	平成24年9月30日				
	信用リスクエクスポージャー中間期末残高				三か月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
製造業	56,490	55,890	—	—	170
農業、林業	3,266	3,266	—	—	218
漁業	974	974	—	—	3
鉱業、採石業、砂利採取業	2,347	2,347	—	—	—
建設業	65,704	65,308	—	—	153
電気・ガス・熱供給・水道業	9,826	7,626	—	—	—
情報通信業	11,940	10,969	—	—	0
運輸業、郵便業	73,088	19,820	52,913	—	80
卸売業、小売業	108,924	108,830	—	—	308
金融業、保険業	247,804	49,088	107,559	3	—
不動産業	275,347	269,894	5,005	—	2,294
その他のサービス	193,271	181,419	4,080	—	610
国、地方公共団体	430,332	106,850	318,097	54	—
個人	341,712	341,712	—	—	2,345
その他	55,850	—	—	—	15
合 計	1,876,884	1,224,000	487,657	57	6,200
国内計	1,871,680	1,223,900	487,657	57	6,200
国外計	5,204	100	—	—	—
合 計	1,876,884	1,224,000	487,657	57	6,200
1年以下	390,092	231,589	75,152	57	1,969
1年超3年以下	208,210	72,323	132,173	—	237
3年超5年以下	327,454	102,292	222,829	—	845
5年超7年以下	143,997	94,494	49,503	—	203
7年超10年以下	120,216	112,093	7,799	—	530
10年超	618,080	611,163	199	—	2,398
期間の定めのないもの	68,831	43	—	—	15
合 計	1,876,884	1,224,000	487,657	57	6,200

(単位:百万円)

	平成25年9月30日				
	信用リスクエクスポージャー中間期末残高				三か月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
製造業	53,802	53,144	—	—	13
農業、林業	3,205	3,205	—	—	29
漁業	1,038	1,038	—	—	2
鉱業、採石業、砂利採取業	3,608	3,585	—	—	—
建設業	62,952	62,556	—	—	251
電気・ガス・熱供給・水道業	6,385	3,526	—	—	—
情報通信業	10,720	10,584	—	—	—
運輸業、郵便業	75,746	20,219	54,865	—	8
卸売業、小売業	113,594	113,502	—	—	216
金融業、保険業	291,034	49,443	124,207	0	0
不動産業	294,943	289,450	5,005	—	1,922
その他のサービス	189,541	181,236	3,899	—	783
国、地方公共団体	443,974	102,612	260,085	210	—
個人	374,377	374,377	—	—	1,978
その他	59,163	—	—	—	6
合 計	1,984,090	1,268,487	448,063	210	5,211
国内計	1,977,749	1,267,199	448,063	210	5,211
国外計	6,340	1,287	—	—	—
合 計	1,984,090	1,268,487	448,063	210	5,211
1年以下	393,250	227,357	57,098	210	1,720
1年超3年以下	233,725	74,586	157,297	—	133
3年超5年以下	291,337	108,081	179,648	—	737
5年超7年以下	118,542	86,676	31,865	—	291
7年超10年以下	138,761	116,293	22,053	—	539
10年超	661,448	655,440	99	—	1,782
期間の定めのないもの	147,023	51	—	—	6
合 計	1,984,090	1,268,487	448,063	210	5,211

(注)1. オフバランス取引はデリバティブ取引を除いております。

2. 「三か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定日の翌日から三か月以上延滞しているエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスクウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

3. ファンドの構成資産につきましては、業種別の区分を行わずその他に記載しております。

# 単体自己資本情報

二、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当金勘定の中間期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	平成24年度中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	1,499	1,351	1,499	1,351
個別貸倒引当金	1,781	626	274	2,132
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—
合計	3,280	1,978	1,773	3,484

(単位:百万円)

	平成25年度中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	1,905	2,126	1,905	2,126
個別貸倒引当金	2,463	623	837	2,249
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—
合計	4,369	2,749	2,742	4,376

(個別貸倒引当金の業種別・地域別内訳)

(単位:百万円)

	平成24年度中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
製造業	278	66	1	343
農業、林業	20	69	15	75
漁業	0	—	0	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	147	0	24	124
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	15	—	3	11
運輸業、郵便業	21	0	12	8
卸売業、小売業	477	172	12	637
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	133	177	24	286
その他のサービス	403	122	85	440
国、地方公共団体	—	—	—	—
個人	123	17	25	114
その他	159	—	69	89
合計	1,781	626	274	2,132
国内計	1,781	626	274	2,132
国外計	—	—	—	—

(単位:百万円)

	平成25年度中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
製造業	344	124	181	287
農業、林業	6	0	0	6
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	—	2
建設業	523	4	59	468
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	11	0	0	10
運輸業、郵便業	3	—	0	2
卸売業、小売業	278	117	140	255
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	387	129	212	303
その他のサービス	695	228	225	699
国、地方公共団体	—	—	—	—
個人	122	16	16	123
その他	89	—	0	89
合計	2,463	623	837	2,249
国内計	2,463	623	837	2,249
国外計	—	—	—	—

# 単体自己資本情報

ホ. 貸出金償却額の業種別・地域別内訳

(単位:百万円)

	平成24年度中間期	平成25年度中間期
製造業	850	845
農業、林業	90	208
漁業	4	3
鉱業、採石業、砂利採取業	124	111
建設業	1,193	1,436
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	22	10
運輸業、郵便業	13	24
卸売業、小売業	726	1,417
金融業、保険業	—	—
不動産業	1,354	1,130
その他のサービス	1,512	2,024
国、地方公共団体	—	—
個人	1,073	1,028
その他	—	—
合計	6,967	8,241
国内計	6,967	8,241
国外計	—	—

(注)貸出金償却額には部分直接償却を含んでおります。

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成24年9月30日			
	格付あり		格付なし	
	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後
0%	—	—	501,900	501,900
10%	—	—	85,838	85,838
20%	17,598	17,598	97,645	97,645
35%	—	—	168,268	168,268
50%	35,997	35,997	1,421	1,408
70%	1,000	1,000	—	—
75%	—	—	271,310	270,962
100%	3,663	3,663	529,252	527,688
150%	—	—	4,952	4,743
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	58,259	58,259	1,660,589	1,658,456

(単位:百万円)

	平成25年9月30日			
	格付あり		格付なし	
	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後
0%	—	—	509,778	509,778
10%	—	—	89,085	89,085
20%	17,568	17,568	74,143	74,143
35%	—	—	190,577	190,577
50%	40,188	40,188	4,111	4,099
70%	1,801	1,801	—	—
75%	—	—	274,367	273,940
100%	3,757	3,757	557,984	556,270
150%	—	—	4,000	3,903
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	63,316	63,316	1,704,046	1,701,796

(注)1. 「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびソブリン準拠による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。

2. ファンドにつきましては、「格付なし」欄に記載しております。

# 単体・連結自己資本情報

●信用リスク削減手法に関する事項(単体)(第2条第3項第4号)

イ. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成24年9月30日		平成25年9月30日	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
現金及び自行預金	—	16,117	—	14,104
金	—	—	—	—
適格債券	35,000	—	85,000	—
適格株式	—	—	—	—
適格投資信託	—	—	—	—
適格金融資産担保 計	35,000	16,117	85,000	14,104
適格保証	630	96,227	490	106,440
適格クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
適格保証、クレジット・デリバティブ 計	630	96,227	490	106,440
上記 計	35,631	112,344	85,490	120,545

(注)「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびソブリン準拠による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。

●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項(第2条第3項第5号、第4条第3項第6号)

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

スワップ、為替予約その他の派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

ロ. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額	0	0

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあつては、取引区分ごとの与信相当額を含む。)

(単位:百万円)

種類及び取引の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
派生商品取引	57	210
外国為替関連取引及び金関連取引	57	210
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—
クレジットデリバティブ	—	—
合計	57	210

(注)原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ニ. ロのグロス再構築コスト額およびグロスのアドオン額の合計額とハの与信相当額は一致しております。

ホ. 担保の種類別の額

信用リスク削減手法を用いた担保の種類および金額

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
信用リスク削減手法を用いた担保の種類および金額	—	—

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位:百万円)

種類及び取引の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
派生商品取引	57	210
外国為替関連取引及び金関連取引	57	210
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—
クレジットデリバティブ	—	—
合計	57	210

(注)原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

連結子会社につきましては、該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

(第2条第3項第6号、第4条第3項第7号)

イ. 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1)資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
住宅ローン債権	30,701	29,663
合計	30,701	29,663

(2)原資産を構成する三か月以上延滞エクスポージャー等の額

(単位:百万円)

	平成24年9月30日(平成24年度中間期)	
	三か月以上延滞エクスポージャー	当期損失
住宅ローン債権	275	—
合計	275	—

(単位:百万円)

	平成25年9月30日(平成25年度中間期)	
	三か月以上延滞エクスポージャー	当期損失
住宅ローン債権	230	—
合計	230	—

(3)証券化取引を目的として保有している資産の額

該当ありません。

(4)当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

該当ありません。

(5)証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額

該当ありません。

(6)保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
住宅ローン債権	19,643	18,879
合計	19,643	18,879

(注)オフ・バランス取引はありません。

# 単体・連結自己資本情報

自己資本情報

(7)保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	
	残高	所要自己資本
0%	—	—
20%	—	—
50%	—	—
100%	—	—
自己資本控除	19,643	19,643
合計	19,643	19,643

(単位:百万円)

	平成25年9月30日	
	残高	所要自己資本
0%	—	—
20%	—	—
50%	—	—
100%	—	—
自己資本控除	18,879	18,879
合計	18,879	18,879

(注)1.当行が保有する証券化エクスポージャーは無格付であるため、上表の区分に整理されますが、自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置)を適用し、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限としております。  
2.オフ・バランス取引はありません。

(8)証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
住宅ローン債権	1,789	1,310
合計	1,789	1,310

(9)自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

該当ありません。

(10)早期償還条項付の証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

平成24年度中間期			
	早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
住宅ローン債権	—	—	—
合計	—	—	—

(単位:百万円)

平成25年度中間期			
	早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
住宅ローン債権	—	—	—
合計	—	—	—

(11)保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

(12)自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
当行がオリジネーターとして保有する証券化取引の信用リスク・アセット額	21,946	16,899

ロ.銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1)保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
リース債権	—	—
事業者向け貸出	—	—
商業用不動産	—	—
社債	—	—
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン債権	625	447
合計	625	447

(2)保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	
	残高	所要自己資本
0%	—	—
20%	625	5
50%	—	—
100%	—	—
自己資本控除	—	—
合計	625	5

(単位:百万円)

	平成25年9月30日	
	残高	所要自己資本
0%	—	—
20%	447	3
50%	—	—
100%	—	—
自己資本控除	—	—
合計	447	3

(3)自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
自己資本控除	—	—

(4)保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

(5)自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

連結子会社につきましては、該当ありません。

# 単体・連結自己資本情報

●銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項(単体)  
(第2条第3項第8号)

イ. 中間貸借対照表計上額、時価および次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額  
出資等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成24年9月30日		平成25年9月30日	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等または株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	4,864		4,330	
上場に該当しない出資等または株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	2,775		2,711	
合計	7,639		7,042	

子会社・関連会社株式の中間貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
子会社・子法人等	394	394
関連法人等	0	0
合計	394	394

ロ. 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額  
銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位:百万円)

	平成24年度中間期	平成25年度中間期
売却損益額	0	16
償却額	129	17

ハ. 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	△859	279

ニ. 中間貸借対照表および中間損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
中間貸借対照表および中間損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

(注) ファンドに含まれる株式等エクスポージャーにつきましては、含んでおりません。

●銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減額(第2条第3項第10号、第4条第3項第11号)

(単位:百万円)

対象	平成24年9月30日	平成25年9月30日
預貸金等	1,722	2,304
円貨債券	10,480	6,981
外貨債券	297	315

計測手法: VaR(Value at Risk)

算出条件: 信頼区間99%、保有期間1年、観測期間5年

注: 連結ベースでは計測を行っていないため、単体の値となっております。